

## 平成 31 年度の幼稚園就園奨励費について

### ■就園奨励費について

私立幼稚園では、幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担を軽くするために、入園料・保育料の減免を行なっています。減免した分については、国が4分の1程度、村山市が4分の3程度負担し、幼稚園に対して補助金として交付しています。平成31年度においては、幼児教育の無償化に伴い、2019年9月30日分までの保育料が対象となります。

### ■対象世帯 次のすべての条件に当てはまる世帯です。

- 1 幼児が村山市民で、私立幼稚園に在園中の3歳児・4歳児・5歳児（平成25年4月2日生～平成28年4月1日生）、または2歳児（平成28年4月2日以降生まれ2019年9月30日までに入園された方）。
- 2 園児と同一世帯の父母等の市民税所得割課税額の合計が下表の「基準額」以内である。
  - ①「園児と同一世帯」とは、村山市に同じ世帯として住民登録されている方をさしますが、父母が単身赴任などで一時的に住所が別の場合でも、同一世帯として扱います。
  - ②「市民税所得割課税額」とは、平成31年度市民税における所得割の課税額です。  
※住宅取得借入金等特別控除を受けている場合は、控除前の課税額を算定の対象とします。  
※平成31年度住民税が指定都市にて課税されている方は、税源移譲後の税率で課税されていますが、当市における税率に置き換えて算定をおこないます。
  - ③「市民税所得割課税額の合計」とは、園児の父母の市民税所得割課税額を合算したものとします。世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母と家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算したもの。家計の主宰者は市民税の課税額等で判定します。

### ■補助限度額（9月30日までの6か月間在籍の場合）区分Ⅳ～Ⅴは、小学3年生以下の兄・姉を第〇子の算定の対象範囲とします。

#### 1 2の表以外の場合

市民税課税区分（基準額）		補助対象経費	第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	入園料、 保育料の 合計額	154,000円		
II	非課税または均等割のみ		136,000円	154,000円	
III	所得割額が <u>77,100円</u> 以下		93,600円	123,500円	154,000円
IV	所得割額が <u>211,200円</u> 以下		31,100円	92,500円	154,000円
V	上記区分以外		—	77,000円	154,000円

#### 2 ひとり親世帯などの場合 市民税所得割額が 77,100円以下

II	非課税または均等割のみ	入園料、保育 料の合計額	154,000円	
III	所得割額が <u>77,100円</u> 以下		136,000円	154,000円